## 中小企業特別融資のご案内

中小企業や個人事業主などが事業経営に必要とする資金を円滑に調達できるように融資制度を設け、信用保証料や利子の補給を行います。

資金名	融資の対象者	使途	限度額	融資期間	償還 方法	融資の 条件
新規開業資金	市税完納者で ①事業を営んでいない個人で 1か月以内に事業の開始又は 2か月以内に会社を設立する 者 ②新たな会社を設立する中小 企業者 ③新たな事業を開始して3年 以内の個人又は中小企業者	運転設備	運転資金 500万円以内 設備資金 1,000万円以内 (1事業所あたり)	運転資金7年以内 設備資金10年以内 (うち据置1年以内)	取 扱 機 定 方 法	取扱金 融機定方 る方法
運転資金	市税完納者で市内に主たる 事業所を有し、同一事業を1 年以上営んでいる中小企業 者	運転	2,000万円以内 (1事業所あたり)	10年以内	期日一 括返済 又は割 賦返済	
設備資金	市税完納者で市内に主たる 事業所を有している中小企業 者	設備	1億円以内 (1事業所あたり)	20年以内 (うち据置1年以内)	元等元等 金又利毎済 りは均月	担保及 び連帯 保証人 が必要

※貸付利率は都度お問い合わせください。

区分	補給対象者	補給額	補給時期	補給期間	
保証料	新規開業資金(運転資 金)の借受者	当該資金に係る支払 保証料の全額	ᅔᅛᇄᅌᅚᇎᇭᄿᇩᅷᄽ	金融機関と借受者と の約定契約期間	
	運転資金の借受者	当該資金に係る支払 保証料の1/2	交付決定通知後に補給   		
利子	新規開業資金(設備資 金)の借受者	当該資金に係る貸付	毎年1月~6月までの期間、 7月~12月までの期間に金	金融機関と借受者と の約定契約期間。た だし、最長3年	
	設備資金の借受者	利率の1/2以内で年 利1.5%を限度	融機関に支払った利息に 対して補給		

※企業活力強化支援事業、創業支援事業を利用する場合及び企業立地促進条例に基づく支援を受ける場合、利子の補給は受けられません。

## 【融資の取扱金融機関】

北洋銀行名寄支店・北海道銀行名寄支店・北星信用金庫(本店・中央通支店・公園通支店・ふれあい支店・風連支店)・北見信用金庫名寄支店

## 【相談窓口】

経営相談…名寄商工会議所・風連商工会

資金相談…上記取扱金融機関

## 【お問い合わせ先】

名寄市役所 産業振興室 産業振興課 (名寄庁舎3階)

TEL: 01654-3-2111